

因幡和太鼓の祭典事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、因幡和太鼓の祭典事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取しゃんしゃん祭と連携して開催し、観光客を誘致するためのイベントの実施に要する経費に対し補助することにより、中心市街地の活性化を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、因幡和太鼓の祭典とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する団体とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、謝金、手数料、その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象事業に要する経費の総額から補助対象経費に係る本補助金以外の収入の額を控除した額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、40万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の開始前までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業が完了した日から30日以内に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付することができるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。